

編集にあたって

集計方法について

1 人口動態統計

厚生労働省の令和4年人口動態調査の調査票情報を利用し、仙台市分を集計した。

- ・仙台市に住所を有する日本人を対象に、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに発生した出生、死亡、婚姻、離婚、及び死産の全数を客体として集計した。
- ・出生、死亡、死産については、住所地によって集計した。
- ・婚姻については、夫の住所地によって集計した。
- ・離婚については、別居する前の住所地によって集計した。

2 母体保護統計

母体保護法の規定に基づいて、医師から都道府県知事へ報告された「不妊手術実施報告書」及び「人工妊娠中絶実施報告書」をもとに令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発生した事象を客体として、医療機関の所在地によって集計した。

3 医療・薬事統計

厚生労働省の令和4年医療施設調査、病院報告、令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計の公表結果を利用し、仙台市分を集計した。

用語の解説

(1) 共通事項

表章記号の注釈

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 計数のない場合 | — |
| 2 統計項目のあり得ない場合 | ・ |
| 3 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 | … |
| 4 比率が微小 (0.05 未満) の場合 | 0.0 |
| 5 減少数 (率) の場合 | △ |

(2) 人口動態統計

自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。

出生産 出生と死産を合わせたものをいう。

低体重児 体重2,500グラム未満の出生児をいう。なお、平成6年までは体重2,500グラム以下を低体重児として集計していた (平成6年母子保健法の改正による)。

出生順位 同じ母親がこれまでに出産した児の総数 (妊娠満20週以後の死産胎を含む) について数えた順序をいう。

| | |
|-----------|---|
| 乳 児 死 亡 | 生後1年未満の死亡をいう。 |
| 新 生 児 死 亡 | 生後4週未満の死亡をいう。 |
| 早期新生児死亡 | 生後1週未満の死亡をいう。 |
| 死 産 | 妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓脾動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないものをいう。 |
| 自然死産と人工死産 | 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合。 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。 |
| 周 産 期 死 亡 | 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。 なお、平成6年までは妊娠満28週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものである。 |
| 妊 娠 期 間 | 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による（昭和53年までは、数えによる妊娠期間）。 |
| 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率*を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で生むとしたときの、一生の間に生む子どもの数に相当する。 * 仙台市では5歳階級で算出。（算出方法の詳細は4頁「比率の算出方法」参照） |

【合計特殊出生率に関する留意点】

- ・21大都市の合計特殊出生率について、厚生労働省では国勢調査年次のみ算出を行っている。
- ・合計特殊出生率の算出に用いる女性人口について、厚生労働省では国勢調査の確定数を用いているが、本市では毎年の算出を行うため、住民基本台帳の人口（日本人人口）を用いている（国勢調査年次においても同じ）。
- ・厚生労働省では合計特殊出生率を年齢各歳で算出している（平成27年以降）のに対し、本市では5歳階級で算出しているため、厚生労働省の公表数値と差異が生じることも考えられる。

(3) 医事・薬事統計

| | |
|---------|---|
| 医 療 施 設 | 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規定により診療所とみなされるものを含む。）をいう。ただし、保健所を除く。 |
| 病 院 | 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数者のため医業又は歯科医業を行う場所にあつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 |
| 精 神 病 院 | 精神病床のみを有する病院をいう。 |
| 一 般 病 院 | 精神病院及び結核療養所以外の病院をいう。 |

| | |
|-----------|---|
| 診 療 所 | 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多人数のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 |
| 精 神 病 床 | 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。 |
| 感 染 症 病 床 | 感染症の患者を入院させるための病床をいう。 |
| 結 核 病 床 | 結核の患者を入院させるための病床をいう。 |
| 療 養 病 床 | 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。 |
| 一 般 病 床 | 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。 |